

## 「科学・技術」について

基本政策専門調査会  
平成 22 年 1 月 27 日

- 「科学技術」は、法律上、科学と技術の和集合の概念であり、「科学」及び「技術」のことである。このことは、平成 13 年の内閣府設置法制定の際に確認されている、政府における共通認識である。これは、科学と技術を融合することでより大きな力を発揮するとの意味合いを含むものである。
- このように、「科学技術」は「科学・技術」と同義である一方、政府以外の関係者において science based technology と誤解される場合があるなど、認識に齟齬が生じ、政策についての議論を円滑に進めにくい状況になっている。
- これを踏まえ、今後、言葉の意味を明確化し、関係者の認識の共通化を図るためにも、法令に基づくもの、変更が困難なものを除いて、総合科学技術会議の議論においては、当面、「科学・技術」と表記することとしたい。
- なお、第 4 期科学技術基本計画における表記については、とりまとめの段階で最終的に検討し、判断するものとする。

## 【参考】

## ○ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）

（所掌事務）

## 第四条

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

（議員）

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

## ○ 科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）

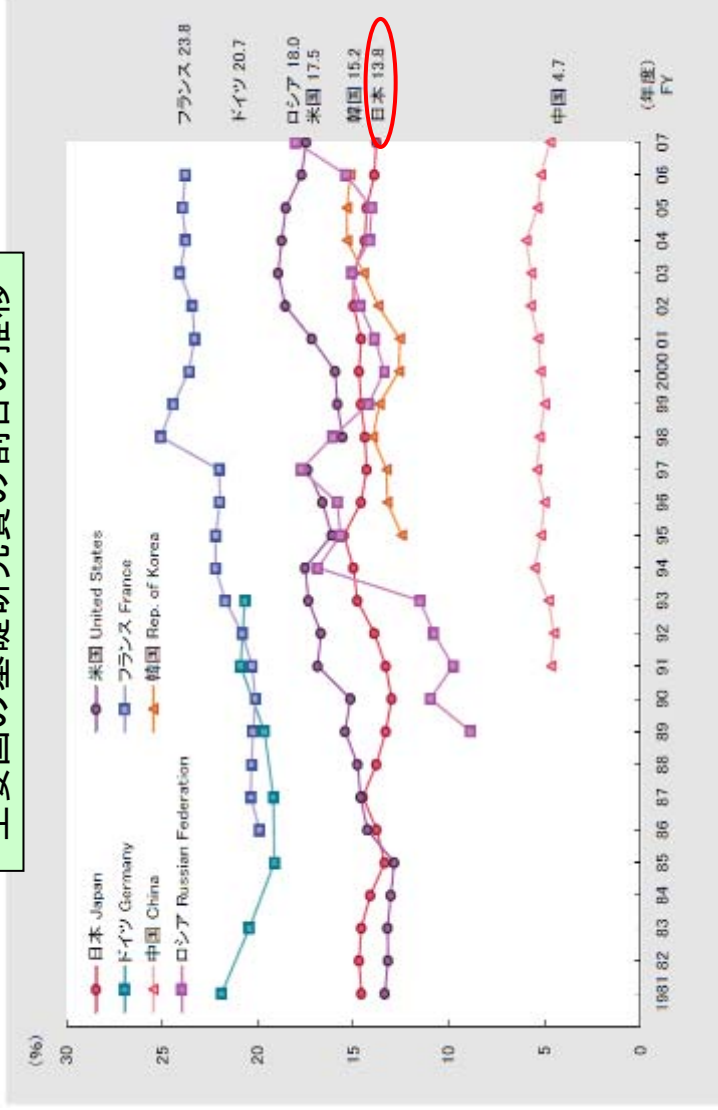
（目的）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

# 基礎研究費の状況

- 日本の研究費(官民合計)における基礎研究費の割合は主要国と比較して低い傾向。
- 日本国内では、大学が基礎研究の主な担い手である。

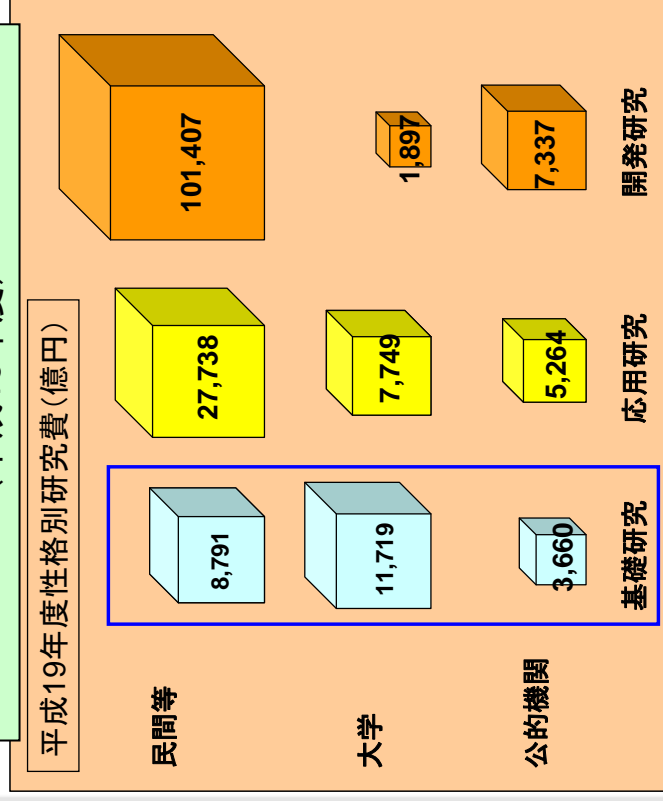
## 主要国の基礎研究費の割合の推移



- 注) 1. 各国とも官民併せた研究費を元に算出している。  
 2. 日本、韓国を除き、各国とも人文・社会科学が含まれている。  
 3. 米国の1997年度までの値、ドイツ及びロシアの値は、研究費総額に対する割合ではなく、基礎研究費、応用研究費、開発研究費の合計額に対する基礎研究費の割合である。  
 4. 米国の2007年度の値は暫定値。

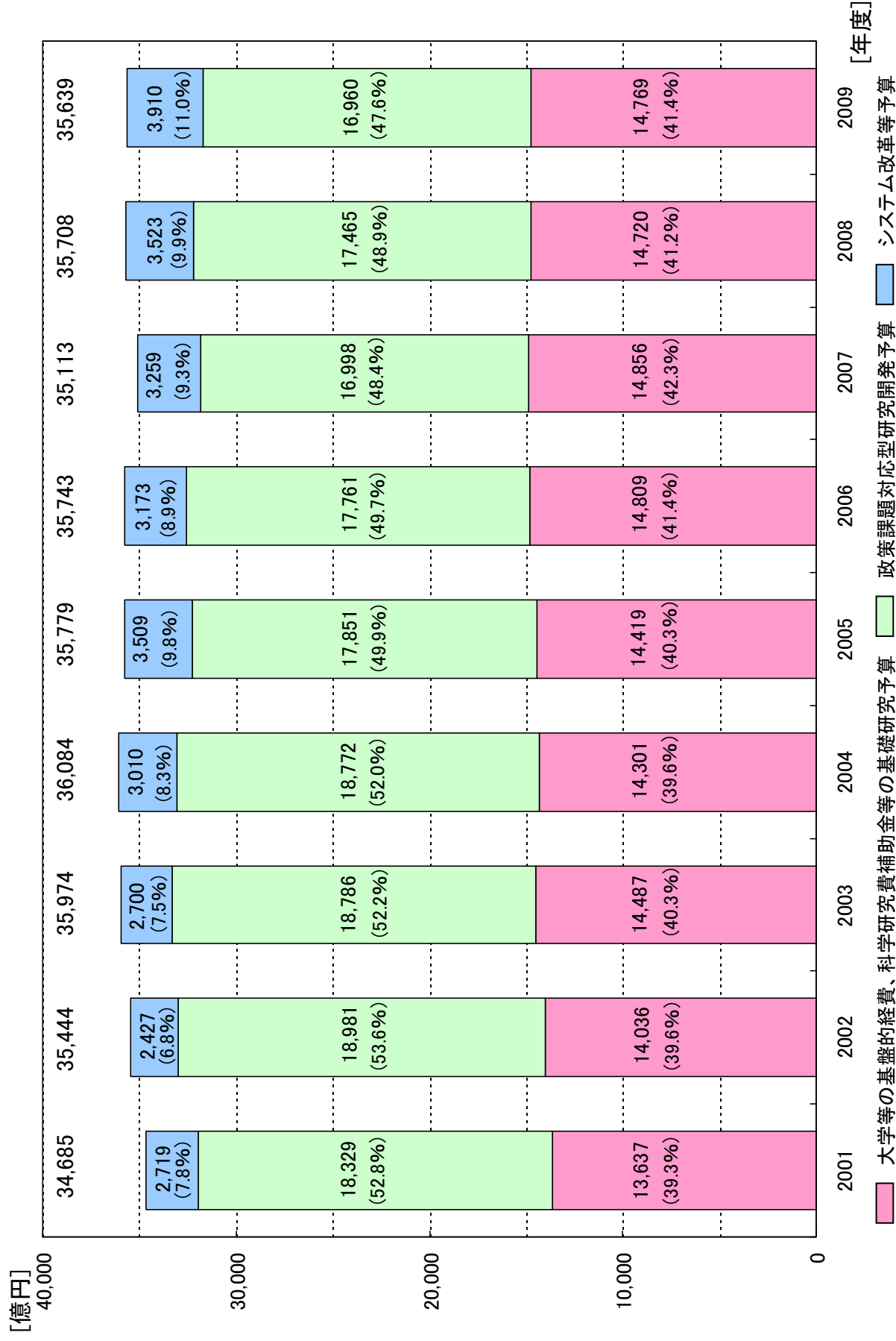
出典: 平成21年度版科学技術要覧

## 日本における研究開発費の性格別内訳 (平成19年度)



出典: 「基礎研究についての産業界の期待と責務」  
 2009年3月 産業競争力懇談会資料を基に  
 内閣府にて更新

# 科学技術関係予算(当初予算)の内訳の推移



注: 2005年度以前の予算は2006年度以降の集計手法を用いて推定

出典: 内閣府作成

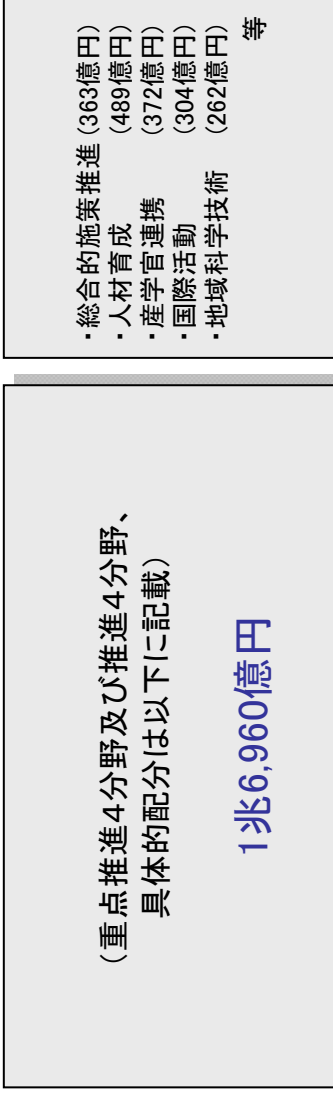
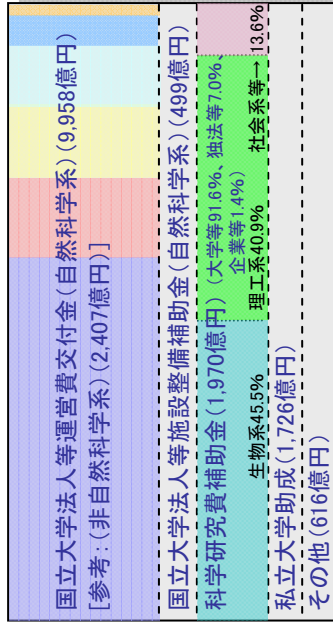
# 科学技術関係予算の施策別分類(2009年度当初予算)

2009年度: 3兆5,639億円

大学等の基盤的経費、  
科学研究費補助金等の基礎研究

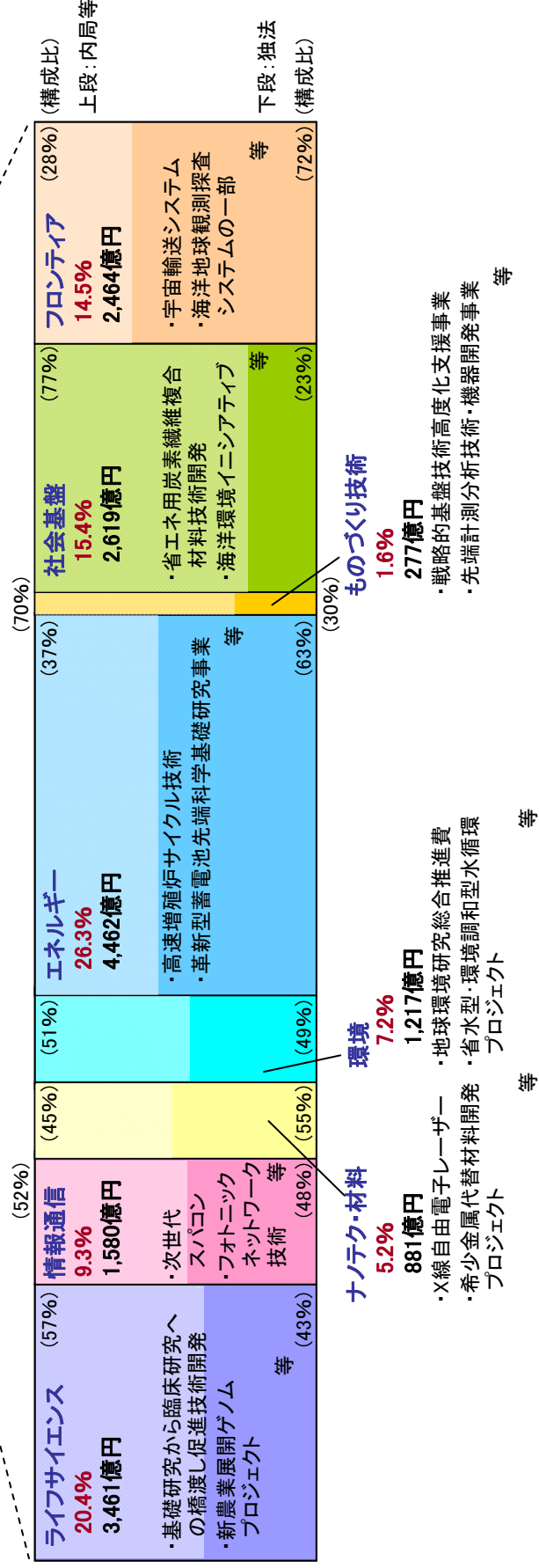
政策課題対応型研究開発

システム改革等



1兆4,769億円

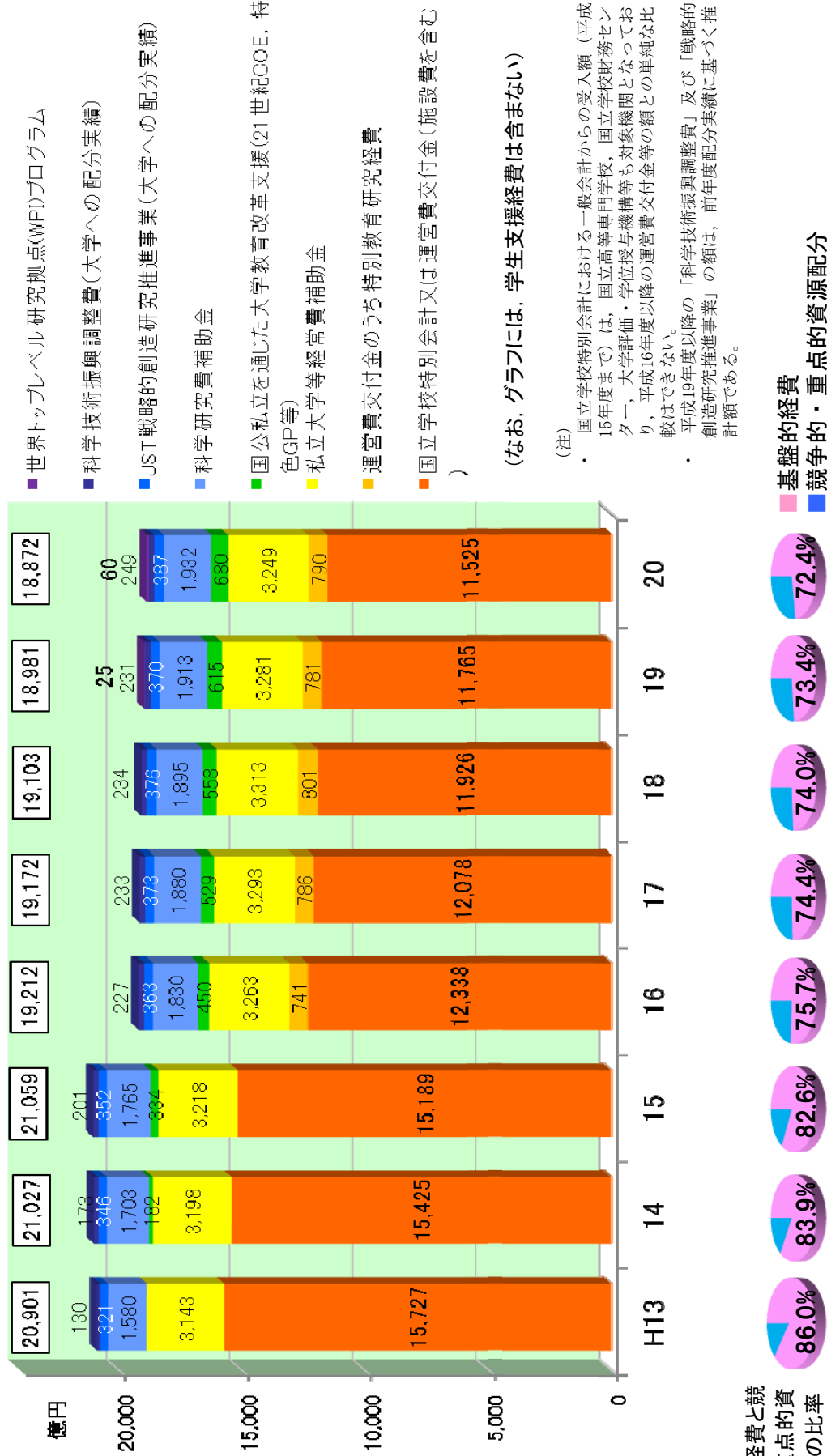
3,910億円



注: JST 戦略的創造研究推進事業の予算は過去の実績に基づき、政策課題対応型研究開発の各分野等に配分 出典: 内閣府作成

# 大学に対する主要な財政支援の状況

○ 国立大学運営費交付金及び私学助成予算は削減の一方、競争的資金の充実を通じて、大学への財政支援における競争的・重点的資源配分の比率が増加。



(なお、グラフには、学生支援経費は含まない)

(注)

- 国立学校特別会計における一般会計からの受入額(平成15年度まで)は、国立高等専門学校、国立学校財務センター、大学評価・学位授与機構等も対象機関となっており、平成16年度以降の運営費交付金等の額との単純な比較はできない。
- 平成19年度以降の「科学技術振興調整費」及び「戦略的創造研究推進事業」の額は、前年度配分実績に基づく推計額である。

基盤的経費と競争的・重点的資源配分の比率

出典: 文部科学省 科学技術・学術審議会 基本計画特別委員会(第7回)資料